

「東京都内に勤務されている**非医師会員**」

の日本医師会認定産業医**新規**申請方法

1. 令和6年度 新規申請受付期間 (年6回)

【令和6年度 東京都医師会 新規申請受付期間】

第1回	令和6年	4月10日	必着
第2回	令和6年	6月10日	必着
第3回	令和6年	8月9日	必着
第4回	令和6年	10月10日	必着
第5回	令和6年	12月10日	必着
第6回	令和7年	2月10日	必着

※受付は平日のみ（土・日・祝日はお休み）となります。

【 受付時間 : 10:00~17:00 】

なお、上記期間に**新規申請**された場合の日本医師会認定産業医認定日は下記の予定です。

第1回：令和6年	5月28日	第2回：令和6年	7月30日
第3回：令和6年	9月24日	第4回：令和6年	11月26日
第5回：令和7年	1月28日	第6回：令和7年	3月25日

2. 新規申請方法

下記を持参の上、東京都医師会に直接お越しいただき、申請手続きを行ってください。（代理人による申請可。なお、新規申請で代理の方がお越しになる場合は、代理の方に新規申請書を記入していただきますので、申請者の「勤務先／自宅の住所／電話番号」及び「診療科目」をお伝えください。）

①印鑑（認印でかまいません）

※来会時に「日本医師会認定産業医新規申請書」をご記入いただきます。

②「産業医学研修手帳Ⅰ（基礎研修50単位以上を修了したことが証明されていること）」または「産業医科大学 産業医学基本講座修了認定書のコピー（修了認定の日から5年以内のもの）」

③審査・登録料 10,000円

④医師免許証のコピー（コピーサイズはA4でお願いいたします。）

※**基礎研修50単位修了者の新規申請は、研修最終受講日から5年以内に1回限り申請できることとなっております。**

認定産業医（新規）申請一覧表の記入上の注意

産医大の研修会は3種類あります。下記表の通り、事務処理上の取扱いが異なりますのでご注意ください。

No	講座名	単位数入力 有無	産医大 基本 講座 項目	単位シール 発行	産医大からの 発行資料	注意事項
1	産業医学基礎研修会 夏期・冬季集中講座 (医師のみ参加)	不要	○印を つける	なし	修了認定書が 発行される	修了認定書 をもって新規 申請を受け付ける
2	産業医学基本講座 (医師以外も参加可)	不要	○印を つける	なし	修了証と修了 認定書が発行 される	修了証 をもって新規申請 を受け付ける ※医師以外の参加者も修了認定 書が発行されるため不可
3	産業医学基礎研修会 東京集中講座 (医師のみ参加)	入力要	△印 を つける	あり (日医共催)	受講証明書 が 発行される	手帳の 単位シール を確認の 上、申請を受け付ける ※受講証明書は一部受講者 にも発行されるため、受 講証明書のみ申請不可

証 第 00-0000 号



修了認定書

氏 名
(生年月日生)

貴殿は産業医科大学産業医学基礎研修会夏期集中講座の全課程を修めたのでここに修了認定書を授与する

平成 年 月 日

産業医科大学長 ○○ ○○ (公印)

この修了認定書をもって労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された研修を修了したことを証明する

産医大より修了認定書が発行されます。本講座は、修了認定書をもって新規申請を受け付けます。
なお、修了認定書は産業医学基本講座の修了認定書とフォームが異なりますので取扱いにご注意ください。

【No.2】 産業医学基本講座の発行資料

産医大より修了証と修了認定書が発行されます。本講座は医師以外の参加者もいるため、修了証をもって新規申請を受け付けます（修了認定書のみは不可）。

第「終了証番号」号
修了証

「修了者氏名」 殿

貴殿は、平成●●年度産業医学基本講座を修了したので、下記の研修及び講習を修了したことを証します。

記

1. 労働安全衛生規則第14条第2項第1号に基づき厚生労働大臣が指定する者が実施する研修
2. 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項に基づき厚生労働大臣が指定する者が実施する講習

平成●●年●月●●日

産業医科大学
学長 東 敏昭

証第0001号



修了認定書

産業太郎

昭和50年1月1日生

貴殿は産業医科大学産業医学基本講座の全課程を修めたので修了認定書(産業医科大学産業医学ディプロマ)を授与する

平成26年6月18日

産業医科大学長 東 敏昭

この修了認定書をもって、労働安全衛生規則第14条第2項第1号に規定された研修を修了したことを証明する



見本

University of
Occupational and Environmental Health, Japan
(UOEH, JAPAN)

This certifies that

TAROU SANGYOU

has completed the fundamental course,
on occupational health and is awarded

The Diploma of Occupational Health,
UOEH, JAPAN

Granted on the eighteenth day of June
in the year two thousand fourteen

TOSHIAKI HIGASHI, M.D., Ph.D.
PRESIDENT

This certifies the trainee has completed the training course prescribed in item 1 of paragraph 2 of Article 14 of Ordinance on Industrial Safety and Health

第 号



受講証明書

殿

貴殿は日本医師会認定産業医制度
基礎研修会・産業医科大学産業医学
基礎研修会東京集中講座を受講した
ことを証明する

平成 年 月 日

産業医科大学長 東 敏 昭



前期研修単位				後期研修単位			
産業医学 研修単位数 (11)	産業医学 研修単位数 (11-1)	単 位	自認認定	産業医学 研修単位数 (11-2)	産業医学 研修単位数 (11-3)	単 位	自認認定
1	1	(1) 総論 産業医学と産業医 受講者	基礎・後期 1単位	15	22	(14) メンタルヘルス対策 メンタルヘルスの基礎 受講者	基礎・後期 1単位
4	6	(7) 労働環境管理 産業中場 受講者	基礎・後期 2単位	15	22	(14) メンタルヘルス対策 職場ストレスマネジメントメンタルヘル ス対策 受講者	基礎・後期 1単位
3	3	(2) メンタルヘルス対策 メンタルヘルス対策 受講者	基礎・後期 1単位	20	27	(8) 労働環境管理 職場における労働教育の技法 受講者	基礎・後期 1単位
4	5	(9) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 2単位	19	26	(9) 労働環境管理 労働環境 受講者	基礎・後期 1単位
2	2	(2) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位	14	19	(2) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
5	7	(4) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位	14	20	(2) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
3	3	(4) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位	14	20	(2) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
5	7	(4) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位	13	17	(1) 総論 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
3	4	(2) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位	18	25	(7) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
2	2	(2) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位	13	17	(1) 総論 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
11	15	(7) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 2単位	13	17	(1) 総論 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
8	11	(2) メンタルヘルス対策 メンタルヘルス対策 受講者	基礎・後期 2単位	18	25	(7) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
10	14	(9) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 2単位	13	17	(1) 総論 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
8	12	(4) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 2単位	15	22	(4) メンタルヘルス対策 メンタルヘルス対策 受講者	基礎・後期 1単位
10	14	(6) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 2単位	19	26	(9) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 2単位
				14	20	(2) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 2単位
				14	19	(2) 労働環境管理 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
				13	17	(1) 総論 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
				13	17	(1) 総論 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
				13	17	(1) 総論 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位
				13	17	(1) 総論 労働環境管理 受講者	基礎・後期 1単位

No. 殿

日本医師会認定産業医制度基礎研修会・産業医科
大学産業医学基礎研修会東京集中講座において、
貴職が取得された研修単位は上記のとおりです。

平成31年1月
日本医師会責任理事
松本 吉郎

日医共催の本講座は受講証明書と単位シールが発行されます。新規申請の際は、単位シールを確認の上、受け付けます。なお受講証明書は、一部受講者にも発行されるため、受講証明書のみでの新規申請は不可です。

「東京都内に勤務されている**非医師会員**」

の日本医師会認定産業医**更新**申請方法

1. 令和6年度 更新申請受付期間

有効期限の4ヶ月程前に、東京都医師会より日本医師会認定産業医へ更新申請に関する案内通知を送付いたします。申請受付期間及び申請方法について記載しておりますので、指定の受付期間中に下記の申請方法でお手続きください。

2. 更新申請方法

東京都医師会が送付する案内文で指定した受付期間中に、下記を持参の上、東京都医師会に直接お越しいただき、申請手続きを行ってください。(代理人による申請可)

ご不明な点がございましたら東京都医師会健康保健課までお問い合わせください。

- ①印鑑（認印でかまいません）
- ②産業医学研修手帳Ⅱ
(有効期間内に生涯研修20単位以上を修了したことが証明されていること)
- ③審査・登録料 10,000円

※来会時に認定証番号を確認いたします。

※「日本医師会認定産業医更新申請書」は東京都医師会において保管しております。但し、勤務先が他県から東京都内に移られた際に変更届を提出されていない場合、前回申請をした道府県医師会より申請書が届く可能性があります。申請書が事前に届いている場合は申請の際、必ず申請書をご持参ください。

※来会時に、以下の点に従って申請書に記入いただきます。代理の方が申請される場合は、勤務先/自宅の住所・電話番号及び診療科目等を代理の方へお伝えください。事前に更新申請書の印字内容をお知りになりたい場合は、お手数ですが本会健康保健課までお問い合わせください。

- ①申請する都道府県、氏名を記入の上、押印いただきます。
- ②氏名、性別、生年月日、医籍番号、医籍登録日、開業・勤務の別、所属施設名・所在地、自宅住所、メールアドレス、診療科目、産業医活動の有無・事業場数の項目について、印字内容を確認の上、訂正のある部分のみ訂正内容を記入いただきます。
- ③産業医活動をしている場合、差し支えなければ事業場名を記入いただきます。

※住所・勤務先等登録事項に変更があった場合には、「日本医師会認定産業医変更届」を東京都医師会健康保健課へご提出ください。更新時期に更新申請書が届かなくなる場合があります。(用紙は、本会ホームページ「医師のみなさまへ」→「産業医情報」→「書式ダウンロード」から印刷できます。)なお、ご勤務地が東京都から他県へ移られた方は、新しいご勤務地の道府県医師会へ変更のご連絡をして下さい。

公益社団法人東京都医師会 健康保健課

〒101-8328 千代田区神田駿河台2-5 東京都医師会館6階

TEL 03-3294-8821 (代) FAX 03-3292-7097



【交通】

- ・JR 中央・総武線 御茶ノ水駅（御茶ノ水橋出口）下車徒歩約2分
- ・東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅 下車徒歩約4分
- ・東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 下車徒歩約5分